

甲種防火管理者資格取得講習会実施要項

1 目的

この講習は、消防法施行令第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理者として必要な知識を習得させ、防火管理者の資格を付与することを目的とする。

2 講習日時

令和5年7月27日(木)、28日(金)の2日間

第1日目：09時40分から16時10分、第2日目：09時00分から14時30分

3 講習場所

茨城県神栖市溝口4991番地4 神栖市中央公民館(小ホール)

4 講習内容及び時間

講習内容	講習時間
(1) 防火管理の意義及び制度	2時間
(2) 火気管理	2時間
(3) 施設及び設備の維持管理	2時間
(4) 防火管理に係る訓練及び教育	2時間
(5) 防火管理に係る消防計画	2時間

5 受講申込期間

令和5年6月19日(月)から6月27日(火)(受講者100名になり次第締切りとします。)

6 受講申込

別紙(別記様式第1号)の受講申請書により、**鹿島地方事務組合消防本部予防課(住所：茨城県神栖市溝口4991番地5)**へ提出してください。(各消防署での受付はしていません)なお、受講番号を付した受講票は、講習会第1日目受付時に提出してください。(電話や郵送等の申し込み不可)

7 講習の免除について

消防設備点検資格者講習の課程を修了し免状の交付を受けている方、又は自衛消防業務講習の課程を修了している方は、上記表の(1)防火管理の意義及び制度(2時間)を受講しないことができます。これらの方は、受講申し込みの際に消防設備点検資格者講習の免状の写し、又は自衛消防業務講習の修了証の写しを受講申請書に添付してください。

8 テキスト代

5,200円 (講習会当日支払い) ※なお、なるべくおつりのないようご協力お願いいたします。

9 修了証の交付

2日間受講した方に対し、修了証を交付します。

10 その他

- 受付時間は、第1日目午前09時00分から09時30分までの間とします。(講習免除該当の方は第1日目午後12時30分から12時50分までの間とします。)
- テキスト代は、講習会第1日目受付時にお願いいたします。
- 筆記用具を持参してください。
- 詳細については、消防本部予防課又は各消防署へお問い合わせください。
- 申請書等にご記入いただいた個人情報は、防火管理講習における修了証、名簿及び修了者のデータベースの作成用として使用し、目的以外には使用いたしません。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、講習会の中止又は延期、受講者の人数を制限する場合があります。ご了承願います。

問い合わせ先 消防本部予防課 0299-97-3609 大野消防署 0299-69-0119 鹿嶋消防署 0299-82-0119
神栖消防署 0299-97-3618 鹿島港消防署 0299-92-0119 波崎消防署 0479-44-0119
土合分署 0479-48-0119